

判決年月日	平成20年 2月 27日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成19年(行ケ)10255号		
<p>名称を「杭埋込装置及び基礎用杭の埋込方法」とする発明に係る特許につき、主引用例に記載された発明との相違点の認定に一部誤りがあるほか、引用刊行物に記載された事項を適用することによって相違点に係る構成とすることについて「当業者が容易に想到し得たということができない」との判断が誤りであるとして審決を取り消した事例</p>			

(関連条文) 特許法29条2項

本件は、「杭埋込装置及び基礎用杭の埋込方法」の発明に関する特許について、Xが無効審判請求をしたところ、審判請求は成り立たないとの審決がされたため、Xが同審決の取消を求めた事案である。

審決は、本件発明1と主引用例に記載された発明(甲1発明)との相違点として、「埋込用アタッチメント[杭打込み装置5]が有する杭保持部の構成及び当該杭保持部に(穿孔装置[アースオーガ13]を)着脱可能に取り付ける構成に関して、本件発明1が、杭保持部を『杭上部に被せるための嵌合部(15)』として構成し・・・ているのに対し、甲1発明は、杭保持部を(油圧シリンダ11により強固に固定する)『杭保持用のチャック9』として構成し・・・ている点。」を認定した。また、審決は、相違点中の別の構成に関し、他の引用刊行物のいずれにも「本件発明1の構成における杭保持部、すなわち『杭上部に被せるための嵌合部』に(穿孔装置を)自在継手を介して着脱可能に取り付ける構成は何ら示されていない。」とし、当該構成について、甲1発明に引用刊行物の記載を適用することによっては、「当業者が容易に想到し得たということができない。」と判断した。

本判決は、相違点の認定に関し、本件発明1は「杭上部に被せるための嵌合部」と規定するものではあるが、「嵌合部」の形状や嵌合の状況について特段限定していないことを前提として、「嵌合」の意義について、一般的な語義に従い、「軸がくぼんだ所にかたくはまり合ったり、滑り動くようにゆるくはまり合ったりする関係」と解し、本件発明1の「嵌合部」とは、そのようにして軸がはまる「穴」、すなわち、「くぼんだ所」のことを意味するものと理解することができるとした。その上で、甲1発明のチャック9について、嵌挿部材15を嵌挿するものであり、その嵌挿部材15は同じくチャックに装着される杭と同一形状又は杭と同様の形状を有するものであることから、杭はその上部がチャック9に嵌挿されるものであると認定した。そして、チャック9が杭上部に被せるための「くぼ

んだ所」を有すること及び杭上部とチャック9の「くぼんだ所」が「はまり合う」関係にあることは明らかであり、チャック9は「杭上部を被せるための嵌合部」を有すると認定して、審決による相違点の認定は誤りであると判断した。

次に、本判決は、審決が、引用刊行物のいずれにも本件発明1の構成における杭保持部に（穿孔装置を）自在継手を介して着脱可能に取り付ける構成は何ら示されていないとした点について、審決の引用刊行物及び原告提出の証拠から、ピン状の部材により自在継手を介して油圧式ショベル系掘削機のアームに取り付けるアースオーガは、本件特許出願時において、周知であったものと認められるとし、甲1発明に引用刊行物の記載を適用してこのような構成とすることは、「当業者が容易に想到し得たということができない」とした審決は誤りであると判断した。

さらに、本判決は、本件発明1の判断が誤りであることを前提として、本件発明2（本件発明1の杭埋込装置に穿孔装置を自在継手を介して着脱可能に取り付ける際の構成に関し、自在継手を「ピンを介して」着脱可能とする構成を付加したもの）についての審決の判断も誤りであるとした。